

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月10日
【四半期会計期間】	第52期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
【会社名】	荏原ユーザライト株式会社
【英訳名】	E B A R A - U D Y L I T E C O . , L T D .
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 粕谷 佳允
【本店の所在の場所】	東京都台東区台東四丁目19番9号
【電話番号】	03(3833)0321(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役専務執行役員管理本部長 上谷 正明
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区台東四丁目19番9号
【電話番号】	03(3833)0321(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役専務執行役員管理本部長 上谷 正明
【縦覧に供する場所】	荏原ユーザライト株式会社 大阪支店 (大阪府東大阪市長田東三丁目1番13号) 荏原ユーザライト株式会社 名古屋支店 (愛知県名古屋市北区芦辺町三丁目1番地の2) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第51期 第1四半期連結 累計期間	第52期 第1四半期連結 累計期間	第51期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高(千円)	2,879,643	2,763,781	12,232,869
経常利益(千円)	282,059	182,714	1,485,298
四半期(当期)純利益(千円)	63,644	99,246	854,420
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	68,995	140,163	727,865
純資産額(千円)	5,481,066	5,905,164	5,870,819
総資産額(千円)	10,922,126	11,368,836	11,845,990
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	17.48	28.14	237.25
自己資本比率(%)	50.0	51.7	49.3

- (注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりますので提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 第51期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクに重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により東北地方を中心に甚大な被害を受け、被災地の部品メーカーからの納品が停止するとともに、原発事故に伴う電力供給懸念により、自動車産業を始めとしてあらゆる産業の生産活動が停滞する事態となり、国内景気の先行きは不透明な状況が続いております。世界経済の状況におきましても、米国の景気回復の遅れや欧州の財政危機等の問題に加え、世界経済を牽引してきた中国経済もさまざまな問題が指摘されるようになり、先行きは予断を許さない状況になっております。

このような状況のもと、当社グループの製品販売は、海外におきましては比較的好調でありましたが、国内は震災の影響により大きく落ち込み、売上高は2,763百万円（前年同期比4.0%減）となりました。この結果、営業利益は173百万円（前年同期比32.0%減）、経常利益は182百万円（前年同期比35.2%減）とそれぞれ前年同期を下回りました。一方、四半期純利益につきましては、99百万円（前年同期比55.9%増）と前年同期を上回りました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（薬品事業）

薬品事業におきましては、震災の影響による表面処理薬品（ウェットプロセス）の販売減少により、売上高は1,169百万円（前年同期比16.9%減）となりました。この結果、セグメント利益は、235百万円（前年同期比36.5%減）となりました。

（海外事業）

海外事業におきましては、中国、台湾、韓国における表面処理薬品（ウェットプロセス）の販売が比較的好調であり、売上高は1,454百万円（前年同期比44.7%増）となりました。この結果、セグメント利益は、308百万円（前年同期比49.4%増）となりました。

（装置事業）

装置事業におきましては、売上高は145百万円（前年同期比56.9%減）となりました。また、一部の物件における採算悪化の影響により、セグメント損失は62百万円（前年同期はセグメント損失14百万円）となりました。

（新事業）

新事業におきましては、売上高は20百万円（前年同期比88.0%減）となりました。この結果、セグメント損失は、89百万円（前年同期はセグメント損失112百万円）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められているものであり、当社株式の大規模な買付行為や買付提案であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社株式の大規模な買付行為や買付提案に応じるか否かの最終判断は、株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付提案の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

そのため、当社取締役会は、大規模な買付行為や買付提案を行う者が現れた場合は、当該大規模な買付等を行う者に買付の条件並びに買付後の経営方針及び事業計画等に関する必要かつ十分な情報を提供させて、当社取締役会の意見又は代替案を含めて、大規模な買付行為や買付提案の内容を検討するために必要な情報や十分な時間を確保することが、最終判断者である株主から経営の負託を受けた当社取締役会の責務であると考えております。

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社は、より多くの投資家に末永く継続して投資いただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる取り組みとして、下記a.の経営理念を掲げ、下記b.の中期経営計画を実践しております。また、これらと並行して、下記c.のとおり、コーポレート・ガバナンスの強化、充実に取り組んでおります。

a. 経営理念

当社は、昭和43年の設立以来、表面処理総合メーカーのリーディングカンパニーを目指し、常に時代の要求に即した研究開発を行い、「薬品と装置」の総合技術によって、めっき工程全般を考慮した顧客の立場に立った提案を続けることで、独自の地位を築いてまいりました。平成15年9月には、株式会社荏原製作所と米国エンソン社との技術提携契約及び合弁契約をMBO方式により清算し経営的独立を実現いたしました。これによって世界市場へ自由に参入することが可能となり、以来積極的な海外展開を推し進めてきております。また、社会的責任を果たすためにも、積極的に情報開示を行い、株主、顧客、従業員、取引先、地域社会等ステークホルダーとの対話を重視してきております。

このようなことから当社は健全な経営により企業価値を向上させ、その価値をステークホルダーに還元するとともに、人類の発展、社会の進歩に貢献することを基本姿勢としております。物事に対しては常に「情熱」をもってあたり、人に対しては「誠心誠意」を尽くす、すなわち「熱と誠」の精神で日々努力し、これまで長年にわたり築き上げてきた幅広いノウハウ、豊かな経験及び信頼、それに基づくステークホルダーとの良好かつ円滑な関係の維持並びに有能な人材や高い技術力に支えられた最先端のめっき薬品と装置をもって「先端のものづくり」に貢献してまいります。このことこそが当社の企業価値の源泉であると考えます。

b. 中期経営計画

当社では、経営環境が変化する中、常に市場ニーズを先取りし、技術開発や市場開拓によって持続的な成長を維持するため、中期経営計画を策定しております。中期経営計画策定の骨子は、次のとおりです。

世界の動向から見て、自動車業界とエレクトロニクス業界を成長分野と位置づけ、新規開発商品の市場投入及び顧客への営業の世界展開により市場シェアの拡大を図る。

海外における市場シェア向上のため、海外子会社の拡充により販売ネットワークの充実と海外営業の強化を図る。

市場ニーズを把握し次世代技術の動向を見極めるため、マーケティング部門を強化し、技術開発の効率化と迅速化及び一層の営業サービスの強化を図る。

従来の湿式（ウェット）表面処理技術に加え、乾式（ドライ）表面処理との融合により、一層高密度化、高付加価値化する市場ニーズに対応する。

これらの推進によって、経営資源の効率化や利益の最大化に取り組み、企業価値の持続的向上を図ってまいります。

c. コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取り組み

当社では、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会情勢及び経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と経営の健全性の向上を図ることによって、企業価値を高めることを経営上の重要な課題としております。その実現のために、株主、顧客、従業員、取引先、地域社会等、様々なステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、企業規模の拡大に伴い、企業統治に必要な諸機能を一層強化、改善、整備しながら、コーポレート・ガバナンスの強化充実に同時に、コンプライアンス経営を徹底し、リスク管理の観点から、リスクを未然に防止する社内体制システムを構築し、併せて適時に適切な情報開示を行い、経営の透明性を高めてまいりました。

当社の経営機関制度としましては、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況について監督を行う機関として取締役会、監査機関として監査役会があります。監査役会は社外監査役3名を含む4名の監査役で構成されており、業務執行についての適法性、妥当性の監査を行っております。さらに意思決定機関を強化するものとして経営会議を設置しております。また、執行役員制度を導入しており、業務執行の迅速化と柔軟な業務執行体制を構築しております。

なお、企業の社会的責任の重要性を認識し、その責任を果たすためにも、コンプライアンスに関する規範及び倫理規範として「企業倫理と企業行動基準」を定め、周知徹底を図るとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。また、内部通報制度についても体制を構築し運用しております。

当社は、引き続き上記諸施策の推進により、コーポレート・ガバナンスの強化充実に図りさらなる当社の企業

価値、株主共同の利益の確保・向上に繋げてまいります。

以上当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることに役員・従業員一丸となって取り組んでおり、これらの取り組みは、会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、平成20年4月25日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「旧プラン」といいます。）を導入し、平成20年6月27日開催の当社第48回定時株主総会において株主の承認をいただき継続しておりましたが、平成23年4月18日開催の当社取締役会において、旧プランの一部を変更（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）したうえで継続することを決議し、平成23年6月29日開催の当社第51回定時株主総会において、株主の承認をいただいております。

その概要は次のとおりです。

a．本プランの対象となる当社株式の買付

本プランにおける当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

b．大規模買付ルール概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）または、株主が対抗措置を発動することの可否について検討する期間（以下「株主検討期間」といいます。）を設ける場合には、取締役評価期間と株主検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

c．大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、対抗措置をとることがあります。

また対抗措置をとる場合、その判断について株主検討期間を設定し、当該期間に株主総会を開催し、株主の意思を確認させていただく場合がございます。

d．対抗措置の客観性・合理性を担保するための制度及び手続

対抗措置を講ずるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会を設置いたしました。

対抗措置をとる場合、その判断の客観性・合理性を担保するために、当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、勧告を行うものとします。

e．本プランの有効期限等

本プランの有効期限は、平成26年6月30日までに開催予定の当社第54回定時株主総会の終結の時までとし、以降、本プランの継続（一部修正したうえでの継続を含む）については3年ごとに定時株主総会の承認を得ることとします。

ただし、有効期間中であっても、株主総会又は取締役会の決議により本プランは廃止されるものとします。

継続後の本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.jcu-i.com/>）に掲載しております。

本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員等の地位の維持を目的とするものでないことについて

a．買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策のあり方」の内容も踏まえたものとなっております。

b．株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主のために買付者等と交渉を行

うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

c. 株主意思を反映するものであること

本プランは、平成23年6月29日開催の当社第51回定時株主総会において、本プランの継続に関する株主の意思を確認させていただくため、議案としてお諮りしていることから、その継続について株主の意向が反映されております。

また、継続後は本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の意向が反映されます。

d. 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

e. デッドハンド型買収防衛策及びスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年と定めているため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、180百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(4) 従業員数

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの従業員数に重要な変動はありません。

(5) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの生産、受注及び販売の実績に重要な変動はありません。

(6) 主要な設備

当第1四半期連結累計期間において、主要な設備の新設を追加で計画、実施したものは次のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社 新潟工場	新潟県 上越市	薬品事業 海外事業	太陽光発電 システム	55,000		借入金	平成23年 6月	平成23年 6月	

(注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。

2. 新潟工場の設備の新設55,000千円につきましては、完成後の能力に変動はありません。

(7) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通しに重要な変更はありません。

(8) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資本の財源について

当社グループの資金需要のうち主なものは、運転資金及び事業拡大のための投資資金、配当金の支払等であり、これらの資金需要に対して当社は、主として自己資金（手元資金と営業活動によって獲得した資金）によって賄う予定であります。資金調達手段としては、主要取引金融機関と貸越限度額1,800百万円の当座貸越契約と売却限度額600百万円の手形債権売買取基本契約を締結し、また必要に応じて長期借入を行うことにより、円滑且つ効率的な資金調達を行う方針であります。

資金の流動性について

当第1四半期連結会計期間末の資金残高は、1,556百万円であり、運転資金としては将来予測可能な資金需要に対して十分に確保しております。さらに、その他にも資金の範囲には含まれませんが資金化が容易な定期預金も

382百万円あり、十分な流動性資産を確保しております。

(9) 経営者の問題認識と今後の方針について

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの経営者の問題認識と今後の方針について重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,696,000
計	9,696,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,527,400	3,527,400	東京証券取引所 (市場第一部)	(注)
計	3,527,400	3,527,400	-	-

(注) 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日		3,527,400		1,176,255		1,128,904

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,526,800	35,268	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 500	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	3,527,400	-	-
総株主の議決権	-	35,268	-

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
荏原ユーザライト株式会社	東京都台東区台東四丁目19番9号	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,498,558	1,939,040
受取手形及び売掛金	3,178,243	2,956,574
商品及び製品	543,092	613,959
仕掛品	90,506	118,773
原材料及び貯蔵品	296,399	314,796
繰延税金資産	232,268	214,285
その他	² 245,291	² 301,613
貸倒引当金	20,769	18,384
流動資産合計	7,063,591	6,440,659
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	¹ 1,741,467	¹ 1,720,012
機械装置及び運搬具(純額)	¹ 261,469	¹ 322,585
工具、器具及び備品(純額)	¹ 232,124	¹ 225,487
土地	522,824	522,824
リース資産(純額)	152,201	148,500
建設仮勘定	17,154	4,742
有形固定資産合計	2,927,241	2,944,152
無形固定資産		
のれん	296,225	277,051
その他	55,436	51,076
無形固定資産合計	351,661	328,127
投資その他の資産		
投資有価証券	816,805	947,285
繰延税金資産	239,686	262,193
その他	485,563	485,196
貸倒引当金	38,559	38,777
投資その他の資産合計	1,503,496	1,655,898
固定資産合計	4,782,399	4,928,177
資産合計	11,845,990	11,368,836

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,887,095	1,735,518
短期借入金	99,409	229,636
1年内返済予定の長期借入金	747,972	727,972
リース債務	13,480	13,600
未払法人税等	355,773	106,416
賞与引当金	253,931	140,509
前受金	14,633	36,831
繰延税金負債	1,094	5,997
その他	488,254	475,202
流動負債合計	3,861,644	3,471,686
固定負債		
長期借入金	1,136,374	969,381
リース債務	165,322	161,877
退職給付引当金	557,434	602,095
資産除去債務	161,568	162,457
その他	92,826	96,174
固定負債合計	2,113,526	1,991,985
負債合計	5,975,171	5,463,672
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,176,255	1,176,255
資本剰余金	1,128,904	1,128,904
利益剰余金	3,997,241	3,990,669
自己株式	191	191
株主資本合計	6,302,208	6,295,637
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	81,381	108,094
為替換算調整勘定	378,311	315,252
その他の包括利益累計額合計	459,692	423,347
少数株主持分	28,303	32,875
純資産合計	5,870,819	5,905,164
負債純資産合計	11,845,990	11,368,836

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	2,879,643	2,763,781
売上原価	1,477,815	1,391,264
売上総利益	1,401,827	1,372,516
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	356,967	369,223
賞与	110,381	129,958
退職給付費用	37,023	38,835
減価償却費	61,657	55,873
その他	580,535	605,046
販売費及び一般管理費合計	1,146,565	1,198,937
営業利益	255,262	173,579
営業外収益		
受取利息	2,052	2,343
受取配当金	9,611	9,343
為替差益	5,795	6,134
受取保険金	20,036	925
貸倒引当金戻入額	-	2,859
その他	2,324	1,457
営業外収益合計	39,820	23,064
営業外費用		
支払利息	11,241	9,203
持分法による投資損失	140	4,059
その他	1,641	666
営業外費用合計	13,023	13,930
経常利益	282,059	182,714
特別利益		
固定資産売却益	113	2,013
投資有価証券売却益	828	-
貸倒引当金戻入額	4,628	-
特別利益合計	5,570	2,013
特別損失		
固定資産売却損	2,744	-
固定資産除却損	4,995	367
減損損失	18,641	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	43,307	-
特別損失合計	69,689	367
税金等調整前四半期純利益	217,940	184,360
法人税、住民税及び事業税	49,938	63,209
法人税等調整額	101,537	18,783
法人税等合計	151,476	81,993
少数株主損益調整前四半期純利益	66,464	102,366
少数株主利益	2,820	3,120
四半期純利益	63,644	99,246

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	66,464	102,366
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	35,667	26,713
為替換算調整勘定	37,826	59,553
持分法適用会社に対する持分相当額	371	4,956
その他の包括利益合計	2,531	37,796
四半期包括利益	68,995	140,163
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	64,733	135,591
少数株主に係る四半期包括利益	4,262	4,572

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローの状況に関する事項で、当該企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の判断に影響を与えると認められる重要なもの】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間
(自平成23年4月1日
至平成23年6月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
1 過年度に取得した資産のうち、国庫補助金等による圧縮記帳額は次のとおりであり、連結貸借対照表計上額は、この圧縮記帳額を控除しております。 建物及び構築物 197,542千円 機械装置及び運搬具 111,380千円 工具、器具及び備品 6,381千円 2 債権流動化による売渡債権(受取手形)は371,198千円であり、うち支払留保されている111,973千円が流動資産のその他(未収入金)に含まれております。	1 過年度に取得した資産のうち、国庫補助金等による圧縮記帳額は次のとおりであり、四半期連結貸借対照表計上額は、この圧縮記帳額を控除しております。 建物及び構築物 197,542千円 機械装置及び運搬具 111,276千円 工具、器具及び備品 6,151千円 2 債権流動化による売渡債権(受取手形)は458,771千円であり、うち支払留保されている124,685千円が流動資産のその他(未収入金)に含まれております。

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
減価償却費 84,297千円 のれんの償却額 19,174千円	減価償却費 85,284千円 のれんの償却額 19,174千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月28日 取締役会	普通株式	98,303	27	平成22年3月31日	平成22年6月14日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月27日 取締役会	普通株式	105,818	30	平成23年3月31日	平成23年6月13日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	薬品事業	海外事業	装置事業	新事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	1,408,250	1,002,990	297,802	170,600	2,879,643	-	2,879,643
セグメント間の内部 売上高又は振替高	420	2,038	39,816	-	42,274	42,274	-
計	1,408,670	1,005,028	337,618	170,600	2,921,917	42,274	2,879,643
セグメント利益又は セグメント損失()	371,238	206,401	14,595	112,238	450,806	195,544	255,262

(注)1. セグメント利益の調整額 195,544千円には、セグメント間取引消去39千円及び全社費用
 195,584千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であり
 ます。

2. セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行って
 おります。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	薬品事業	海外事業	装置事業	新事業	計		
減損損失	11,319	7,322	-	-	18,641	-	18,641

当該減損損失は、除却を計画している当社藤沢工場の表面処理薬品製造設備について、当初の予定よりも
 早期に処分(除却)することとしたため、計上したものであります。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	薬品事業	海外事業	装置事業	新事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	1,169,917	1,432,075	141,331	20,456	2,763,781	-	2,763,781
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	22,496	4,175	-	26,671	26,671	-
計	1,169,917	1,454,572	145,506	20,456	2,790,452	26,671	2,763,781
セグメント利益又は セグメント損失()	235,814	308,452	62,878	89,939	391,448	217,869	173,579

(注)1. セグメント利益の調整額 217,869千円には、セグメント間取引消去 1,096千円及び全社費用 216,772千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	17円48銭	28円14銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	63,644	99,246
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	63,644	99,246
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,640	3,527

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当第1四半期連結累計期間
(自平成23年4月1日
至平成23年6月30日)

(重要な子会社の設立)

当社は、平成23年5月9日開催の取締役会決議に基づき、インドネシアに子会社を設立いたしました。

1. 設立の目的

インドネシアにおける当社製品販売の増強を目的としております。

2. 設立会社の概要

- (1) 商号 P T. J C U I N D O N E S I A
- (2) 所在地 ブカシ県 西ジャワ州
- (3) 事業内容 表面処理薬品、装置の販売及びこれらに係わる技術サービス
- (4) 資本金 1,200千米ドル(約94,000千円)
- (5) 設立年月日 平成23年7月8日
- (6) 出資比率 当社 95%
EBARA-UDYLITE(ASIA-PACIFIC)CO.,LTD. 5%
- (7) 決算期 12月

(深?森荏真空鍍膜有限公司の子会社化について)

当社は、平成23年7月29日開催の取締役会決議において、深?森荏真空鍍膜有限公司の持分を追加取得することを決議いたしました。これにより深?森荏真空鍍膜有限公司は、持分法適用関連会社から連結子会社となります。

1. 持分の追加取得の目的

深?森荏真空鍍膜有限公司の持分を追加取得し完全子会社とすることにより、当社主導の下で同社の事業改革を進めることを目的としております。

2. 持分取得の相手先

森科五金(深?)有限公司

3. 深?森荏真空鍍膜有限公司の概要

- (1) 商号 深?森荏真空鍍膜有限公司
- (2) 所在地 中華人民共和国広東省深?市
- (3) 代表者 汪友林(森科五金(深?)有限公司、董事長)
- (4) 事業内容 スパッタリング装置による金属部品等のカラーリング処理事業
- (5) 資本金 2,500万人民币元
- (6) 設立年月日 平成22年5月6日
- (7) 決算期 12月

4. 契約締結日 平成23年8月2日

5. 取得価額及び取得前後の出資比率

- (1) 取得価額 900万人民币元(約112,000千円)
- (2) 取得前の持分比率 50%
- (3) 取得後の持分比率 100%

2【その他】

(剰余金の配当)

平成23年5月27日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

- (イ) 配当金の総額・・・・・・・・・・・・・・・・・・105,818千円
- (ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・30円00銭
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・・・・・平成23年6月13日

(注) 平成23年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払を行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月9日

荏原ユーザライト株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 真一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 種村 隆 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている荏原ユーザライト株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、荏原ユーザライト株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。